

平成 28 年 10 月 31 日
学 生 部 学 生 課

平成 28 年鳥取県中部地震により被災された学生のみなさまへ

鳥取県中部地震により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、このたびの被災状況を鑑み、学校法人吉学園奨学事業に係る授業料等免除制度を下記のとおり適用しますのでお知らせいたします。

記

1 対象の学生

次のいずれかに該当し、実家の家屋等が半壊以上の被害を被ったことにより、家計が急変し修学の継続が困難となる学生

- (1) 実家（自宅）が災害救助法適用地域（災害救助法適用日：10 月 21 日）である
- (2) 実家（自宅）が災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の災害を被っている

災害救助法適用地域

倉吉市・東伯郡湯梨浜町・東伯郡北栄町

2 免除額等

平成 28 年度または平成 29 年度の授業料及び教育・施設充実費の半額
(平成 28 年度後期または平成 29 年度前期分を対象とする)

3 申請期間

平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月（末日）までの間（期間中随時受付）

4 提出書類

- ア 被災（罹災）証明書
- イ 授業料等免除願
- ウ その他必要書類

5 その他

申請を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上